

装管調第 5 5 2 9 号
令和 6 年 3 月 2 8 日
一部改正 装管調第 1 1 9 2 3 号
令和 6 年 7 月 1 日
一部改正 装管調第 5 8 2 6 号
令和 7 年 3 月 2 6 日
一部改正 装管調第 6 2 7 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長 殿
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部会計課長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁調達事業部各調達官
各研究所総務課長（航空装備研究所を除く。）
航空装備研究所管理部会計課長
各 試 験 場 長

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
（ 公 印 省 略 ）

統計調査等に係る調達情報の報告・提出等要領について（通知）

標記について、装備品等の統計調査に関する訓令の実施について（装管調第 8 7 号。2 7. 1 0. 1）第 6 項第 2 号の規定及び、公共調達の適正化を図るための措置に関する細部事項について（装管調第 8 7 1 号。令和 5 年 1 月 2 3 日）第 5 項の規定に基づき、調達に関する統計調査等の報告・提出等要領について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、調達情報一元化システムを用いた統計調査等の報告・提出等要領について

（装管調第11506号。令和3年8月6日）及び調達情報一元化システムを用いた調達情報の登録における留意事項について（装管調第3719号。29.3.23）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、 防衛装備庁調達事業部各調達官付各室長

統計調査等に係る調達情報の報告・提出等要領

1 趣旨

この要領は、訓令等に基づく調達に関する統計調査等の報告・提出等を行うに当たって、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (2) 調達情報 各契約に係る調達業務に関する一連の情報をいう。
- (3) 契約担当課長等 公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27.10.1。以下「適正化措置」という。）別紙第3項第5号に規定する契約担当官等が所属する各機関等の取りまとめを担当する課長等をいう。
- (4) 工事 適正化措置通知別紙第3項第1号に規定する工事をいい、これに係る調査及び設計業務等を含む。

3 調達情報の提出

- (1) 契約担当課長等は、適正化措置通知別紙第3項第3号エの規定に該当する弾薬類の数量及び単価に係る情報を除き、次に掲げる統計調査等の報告・提出について、工事に関する調達情報を整備計画局建設制度官（以下「建設制度官」という。）へ、物品等及び役務に関する調達情報を防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）へ提出するものとし、このうちアに掲げる情報については細部内訳を報告・提出するものとする。

なお、イに係る情報の送付は、当該調達情報の送付をもって代えることとする。

ア 装備品等の統計調査に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第69号）第4条に規定するもののうち、同訓令第6条に規定する「装備品等調達契約額調査」

イ 適正化措置通知第3項第5号に基づき送付する「契約に係る情報」

- (2) 調達情報の提出要領等については次のとおりとする。

ア 調達情報は、当該年度に締結する全ての契約を対象とする。

なお、変更契約に関しては、当該年度に原契約を締結しているものに限る。

イ 調達情報の提出における様式は、付表1及び付表2による。

ウ 単価契約の調達情報については、1件の契約につき1件の調達情報として

扱う。その際、予定価格は予定価格（単価）に予定数量を乗じた総額、契約金額は契約単価に調達数量を乗じた総額、確定金額は契約後に確定した総額とする。

エ 契約担当課長等は、付表 1 に規定する項目については、四半期ごとに契約担当官等が締結した契約を取りまとめて工事に関する調達情報を建設制度官へ、物品等及び役務に関する調達情報を調達企画課長へ翌々月末（8 月末、11 月末、2 月末及び翌年度の 5 月末）までに提出する。付表 2 に規定する項目については、年度ごとに契約担当官等が締結した契約を取りまとめて工事に関する調達情報を建設制度官へ、物品等及び役務に関する調達情報を調達企画課長へ翌年度の 5 月末までに提出する。

- (3) 契約担当課長等は、前号エの規定により調達情報の提出を行う場合に、工事については建設制度官に、物品等又は役務については調達企画課長に付紙様式によりその旨を通知するものとする。

4 その他

- (1) 契約担当課長等は、この通知に定める事項の実施に当たり疑義等が生じた場合には、その都度、調達企画課長と協議する。
- (2) 工事に関する調達情報の提出については、建設制度官が別に指示する。

付表 1

[illegible]

付表 2

[illegible]

付紙様式

文 書 番 号

○年○月○日

整 備 計 画 局 建 設 制 度 官
防衛装備庁調達管理部調達企画課長 殿

○○○○課長等

調達情報の提出について（通知）

標記について、調達情報を提出したので通知する。